



市議会のしくみ

宗像市議会

TEL:0940-36-1119 FAX:0940-36-8591

市議会ってなに？

私たちが毎日利用する道路、学校、放課後や休みの日に遊ぶ公園などは市がつくり、市が管理しています。私たちが安心して暮らせる住みよいまちにしていくためには、市民全員が意見を出し合い、どのようにしていくか話し合うのが一番良い方法です。しかし、それはとても難しいことです。そこで市民の代表者として市議会議員を選び、私たちの代わりに話し合いをして決めてもらいます。その代表者の集まりが市議会です。

むなかたしぎかいぎいん 宗像市議会議員

市議会議員は4年に1度選挙で選ばれます。18歳以上になれば、議員を選挙で選ぶことができます(選挙権)。また25歳以上になれば市議会議員に立候補できます(被選挙権)。宗像市議会では議員の定数を市の条例により20人としています。

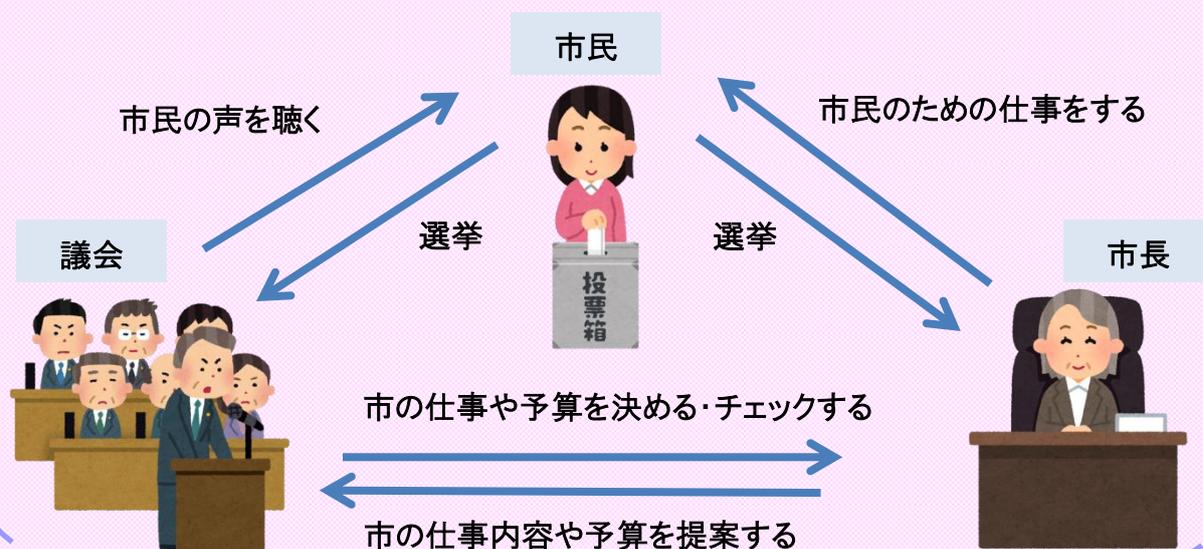


ぎちよう ふくぎちよう 議長・副議長

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。

議長は議会の代表です。本会議の進行など市議会の仕事が進むよういろいろな仕事をします。副議長は議長の仕事を助けたり、議長がいないときなどに議長の代わりをします。

市議会議員も市長も私たちが選んだ市民の代表です。市長は宗像市を良くするためにいろいろな提案をします。市議会はその提案について話し合い、決定します。市長は市議会で決まったことを実行します。市議会と市長は、お互いに意見を出し合い、市民の暮らしが向上するように働きます。



市議会の進め方は？

開会

本会議

市議会議員が全員集まり、市議会としての考えを決める会議です。このような会議は定例会として年4回(3、6、9、12月)開かれます。急ぐ場合は臨時会が開かれます。

【議案の上程】議案を本会議の議題とします。

【提案説明】提案者から議案の内容と提案理由について説明します。

【一般質問】希望する議員が市の政策について質問します。

【代表質問】各会派の代表が施政方針について質問します。

【委員会付託】担当の委員会に議案の審査を託します。



委員会審査

市の仕事はいろいろな分野があります。仕事の分野ごとに委員会に分かれて少人数で話し合います。宗像市議会には3つの常任委員会と予算・決算審査など必要に応じてつくられる特別委員会、議会活動を円滑に進めるための議会運営委員会があります。

本会議

【委員会報告】委員会で話し合われたことやその結果を報告します。

【質疑】議案などについて不明なことや詳しく知りたいことを質問します。

【討論】議案などについての賛成・反対の意見を述べます。

【表決】市議会として賛成か反対かを決めます。

閉会

3つの常任委員会

総務常任委員会

市の基本計画、財政、防災、交通、教育のこと、他の委員会の所管に属しないことなど

社会常任委員会

コミュニティ、文化、スポーツ、ごみ、環境、男女共同、人権、健康、福祉、子育てのことなど

建設産業常任委員会

都市計画、道路、公園、市営住宅、下水道、観光、商工業、農業、水産業のことなど



市議会の権限

市議会には、市民を代表する機関として、いろいろな権限が与えられており、これらの権限に基づいて仕事をしています。

【議決権】

市が条例や予算を定めるときには、市議会の議決が必要です。このように議決を行う権限を議決権といいます。

【同意権】

市長が副市長、教育委員会委員、監査委員などを選任・任命するときには同意を与える権限です。

【検査権および監査請求権】

検査権は、市の事務が市議会の議決どおりに執行されているかを検査する権限です。監査請求権は、監査委員に対して市に関する事務の監査を行うよう求め、報告を請求する権限です。

【調査権】

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について議会独自に調査を行う権限です。調査には強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

【意見書提出権】

市政に関係する事柄について、市の力だけでは解決できないときに、議会として意思決定をし、国や県、その他の関係機関などに対して意見書を提出し、解決をはかります。

【自律権】

会議を円滑に進めていくために会議規則を制定するなど、市議会内部の規則などを国や市長の干渉を受けずに自主的に定めることができる権限です。

【選挙権】

市議会の議長・副議長などを選挙する権限です。



市議会のルール

【会議公開の原則】

本会議の内容は市民に公開しなければなりません。

【定足数の原則】

議員定数の半数以上が出席しないと原則として会議を開くことはできません。

【過半数議決の原則】

議会が意思決定するには、出席している議員の半数を超える賛成を要します。

【一事不再議の原則】

議会が一度議決した案件と同一の案件については、同一会期中は審議できません。

【会期不継続の原則】

会期中に議決できなかった議案などの案件は次の議会に継続することはできません。



私たちの意見を議会に伝えたい



せいがん 請願

市民が市政などについて、議会に対して直接要望や提案ができる制度です。請願する権利は国民に憲法で保障されています。請願書は請願事項、請願理由、提出者の住所を記載し、提出者の氏名を署名または記名押印して、提出してください。なお、提出には1人以上の紹介議員が必要です。

【審査について】

提出された請願は、その事務を所管する常任委員会に付託され審査が行われます。また、審査において、宗像市議会では、請願者が希望し、委員会が承認すれば、請願者は意見陳述をすることができます。委員会で審査した結果は、本会議に報告され最終的な結論（採択、不採択）が出されます。審議の結果は請願者に通知します。採択された請願で市の行政に関するものについては、市長あてに送付し、その実現を要望します。

ちんじょう 陳情

陳情は、請願と同様に議会に対し要望や提案をすることですが、請願のような法的保障はなく、提出に紹介議員も必要ありません。宗像市議会では陳情について審査はおこなわず、陳情書の写しを議員に配付します。

議会についてもっと知りたい

ぼうちよう 傍聴

宗像市議会の本会議を傍聴できます。受付は、当日の午前8時30分からです。市役所本館3階の議会事務局にお越しください。

ちゅうけい 議会中継

本会議などの様子をホームページから生中継や録画中継で見ることができます。



議会だより

市議会の活動内容や審議の結果をお知らせするために「むなかた市議会だより」を発行しています。市議会ホームページにも掲載しています。



議会ホームページ

議員名簿、会議の日程、結果などを掲載しています。また、本会議などの会議録で過去の会議の内容を調べることができます。

議会報告会

議会の報告や市政全般にわたって市民のみなさんと自由に活発な意見交換を行うことを目的に開催しています。

